

## 江南市下水道事業経営戦略策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中長期的な経営の基本計画である江南市下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定するにあたり、幅広く意見を求め、専門的な観点から検討を行うため、江南市下水道事業経営戦略策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略に関する次に掲げる事項について審議し、下水道事業管理者である市長(以下「市長」という。)に提言、助言等を行うものとする。

- (1) 事業の現状分析及び評価に関すること。
- (2) 将来像及び目標の設定に関すること。
- (3) 実現方策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市内在住者であって公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議を運営する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に招集する委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。